

郡山市老人クラブ補助金交付要領

平成 15 年 4 月 1 日制定

平成 22 年 4 月 1 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

【保健福祉部健康長寿課】

(趣旨)

第 1 条 この要領は、郡山市社会福祉団体補助金交付要綱（昭和 60 年 4 月 30 日制定）に定めるもののほか、郡山市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）及び市内の単位老人クラブ（以下「老人クラブ」という。）に対する補助金の交付の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助額)

第 2 条 補助対象事業の内容及び補助基準については、別表のとおりとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2関係）

補助対象者	補助対象事業の内容及び補助基準
郡山市老人クラブ連合会	クラブの育成及び活動支援、並びにクラブ相互の連絡調整 補助基準額 ア、イ、ウ及びエの合計額 ア クラブ数割 @ 4, 0 0 0 × 単位老人クラブ数 イ 運営費 会議費、賃金、事務費、通信費、旅費及び その他運営に要する経費の 1 / 2 の額 ウ 事業費 啓発指導費、クラブ活動育成費、専門部活動費、連絡活動費、 リーダー等育成費及びその他事業に要する経費の 3 / 4 の額 エ 若手委員会活動事業に要する経費 ※クラブ数とは、当該年度の4月1日現在の連合会加入クラブ数をいう。 ※若手委員会活動事業とは、連合会若手委員会設置要綱第2条の2に定める6方部連合会が実施する事業をいう。
	自主事業 内容 単位老人クラブ又は連合会方部が行う次の事業をいう。 ア 世代間交流事業 事業を通して高齢者以外との世代間交流を行う事業 ・伝授遊びの講習 ・レクリエーション交流 ・趣味的な交流等 イ 地域産業の伝承活動 地域的特色の強い産業等の伝承活動 ・栽培 ・飼育 ・食品加工 ・物品製造等 ウ 地域文化の伝承活動 地域の伝統芸能及び文化の伝承活動 ・わら工芸 ・郷土玩具 ・郷土史発掘 エ その他特色のある事業 補助基準額 1 活動につき 3 0, 0 0 0 円を限度とする。
	連合会が行う健康づくり事業 内容 体力及び身体機能の維持や精神疲労の解消を主たる目的とした実践活動、及び知識の普及啓発等を行う事業 補助基準額 事業に関する経費

単位クラブ活動

内容 社会奉仕活動、生きがい活動、健康増進活動

補助基準額 ア 会員数 25～44 名

年額 47,000 円を限度とする。

イ 会員数 45～99 名

年額 60,000 円を限度とする。

ウ 会員数 100 名以上

年額 75,000 円を限度とする。

※会員とは、当該年度 4 月 1 日現在の在籍者をいう。

(年度の途中で設立されたクラブに係る会員は、補助金交付申請年月日現在の在籍者とし、この場合における補助基準額は、年額を 12 で除した額に、補助金交付申請月から当該年度末までの月数を乗じた額とする。ただし、算出した額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り捨てるものとする。)

※年度の途中で解散したクラブは、活動の実績により、清算後に補助金を返還する。

※月の中途に申請及び解散した日の属する月は、活動月に含めるものとする。

※実績報告書により、補助対象経費が補助金交付額を下回ったクラブは、その差額を返還する。